

第2四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名稱	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 此花区夢洲中1丁目ほか 不動産嘱託登記等業務委託	その他	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	51,083,514	R7.7.4	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大阪港内埠頭保安設備点検整備業務委託	機械設備等保守点検	NECネットエスアイ株式会社	10,298,200	R7.8.29	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和7年度 ATC庁舎入退室管理設備更新業務委託	機械設備等保守点検	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	2,024,000	R7.8.28	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	大阪・関西万博に係るコンテナターミナル(C1,C2-4,C11)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	株式会社辰巳商会	9,824,100	R7.9.16	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
5	大阪・関西万博に係るコンテナターミナル(C2)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	商船港運株式会社	1,687,400	R7.9.12	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
6	大阪・関西万博に係るコンテナターミナル(C6)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	株式会社住友倉庫	1,714,570	R7.9.12	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
7	大阪・関西万博に係るコンテナターミナル(C1,C7)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	山九株式会社	8,053,760	R7.9.12	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
8	大阪・関西万博に係るコンテナターミナル(C8)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	日東物流株式会社	5,391,100	R7.9.16	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
9	大阪・関西万博に係るコンテナターミナル(C8)ゲートオープン時間延長業務委託(その2)	その他	株式会社上組	3,633,630	R7.9.11	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
10	大阪・関西万博に係るコンテナターミナル(C9)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	三井倉庫港運株式会社	3,775,200	R7.9.12	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
11	大阪・関西万博に係るコンテナターミナル(C9)ゲートオープン時間延長業務委託(その2)	その他	三菱倉庫株式会社	6,040,320	R7.9.11	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
12	大阪・関西万博に係るコンテナターミナル(C10-12)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	株式会社日新	10,303,150	R7.9.12	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
13	港湾統計管理システムの改修及び運用保守業務委託	情報処理	株式会社アイクルーズ	5,894,127	R7.9.29	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-

隨意契約理由書

1

1 業務名称

令和7年度 此花区夢洲中一丁目ほか 不動産嘱託登記等業務委託

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 隨意契約理由

本業務は、大阪市が埋立て管理する夢洲地区の土地における公有地の売却や貸付などに伴い、測量や分筆、不動産登記等の業務を外部に発注するものである。

埋立地である夢洲については、現在も一部埋立造成中であり、竣工済み箇所についても埋立竣工して間もないため地盤沈下が進むなど、土地が変動しており、過去に当該法人に委託し実施した夢洲地区の不動産嘱託登記等業務では法務局より「地積更正登記」（災害、寄洲、海底隆起等の自然現象により土地の地積が増減した場合に申請する登記）を行うように指導を受ける等、既設座標値の修正対応などに関する法務局との折衝等が生じており、今年度においても法務局との折衝等の対応が見込まれる。

本業務は、大阪万博開催後の跡地活用として事業者募集に向けた道路線形の分筆等を行うものであり、限られた時間内に迅速かつ適正に業務を遂行する必要がある。また、業務対象範囲が約 69ha と広大であることから、相当数の技術者が必要である。

この点において、当該法人は、過去に本対象区域の不動産嘱託登記等業務の実績があるとともに、大阪府内にある唯一の公益社団法人の土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は 161 名、法人は 9 法人（令和7年3月時点）において、本市の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である。

また、通常の分筆に際しては基準点をもとに測量作業を行ったうえで分筆を行うものであるが、夢洲においてはその性質上、過去に設置した基準点についても土地の変動により使用することができない可能性が高いため、大阪法務局と協議のうえ、夢洲全体のバランスをふまえ分筆を行わなければならない。そのためには、夢洲全体の測量根拠が必要となるが、大阪法務局が策定している「不動産の表示に関する登記事務取扱基準（以下、「基準」という。）」の中で「地積測量図に作成者として署名又は記名押印すべき者は、当該土地を調査、測量したものである。」つまり第三者の測量根拠を基に登記ができないことから、当該法人の場合は、これまでの測量根拠をもとに法務局と協議のうえ円滑な実施が可能であるが、他の事業者が実施する場合は、契約相手方が作成した測量データを提供したとしても、基準により夢洲全体の測量から実施する必要があり、本市が求める期限内の履行は厳しい状況である。

以上のことから、夢洲において本市の依頼を適正に遂行することができる唯一の団体であるため、当該契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署：大阪港湾局営業推進室販売促進課

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港内埠頭保安対策設備点検整備業務委託

2 契約の相手方

NEC ネッツエスアイ株式会社

3 隨意契約理由

本案件は、「海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS 条約)」の改正に伴い制定された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく港湾保安対策にかかる対応設備の点検整備を行うものである。

本業務実施にあたって、上記法令に基づいて国土交通省より承認を受けている保安規程においても、秘密情報を取扱う者は最小限に留めることを求められており、監視カメラの配置やシステム構築内容等の保安対策上、情報漏洩を防止する観点から秘密保全を図る必要がある。

上記業者は、北港白津岸壁・南港 C6、7岸壁・国際フェリー岸壁の埠頭保安対策設備を統括制御システムに組み込んで設計製作しており、当該設備設置時に当局と秘密保持を含む工事契約を締結している。

以上のことから、保安設備の本体構造及びシステム全体を把握し、秘密保全に関する必要な規則・体制を確実に有する事業者は上記業者のみであるため、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課(防災保安)

1 案件名称

令和7年度A T C庁舎入退室管理設備更新業務委託

2 契約の相手方

パナソニック EWエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

A T C庁舎の出入口の扉は、平成23年度より電子錠により入退室管理を行っている。

本入退室管理システムは主に「①制御盤関連機器」、「②セキュリティ監視センター装置」、「③ICカードリーダー」「④電気錠」「⑤登録 ICカード読み取り機」で構成されている。導入当時には当初調達の受注者より各構成品の推奨更新時期が示され、導入以降当局での使用状況をふまえながら機器の定期メンテナンスを行うことで、安定的な稼働状況を保つこととしてきた。

なお、本設備は上記業者が設計製作したものであり、メーカー固有のシステムを採用していることから上記業者が更新業務を履行できる唯一の業者である。

今回更新を行う構成品①については、推奨更新時期や当局の使用状況を基に本来令和3年度に更新を行う予定であったが、世界的な半導体不足によりメーカーから構成品の調達見込みが立たず、以降も状況が変わらないまま更新を行えずにいた。しかし今般、メーカーより構成品調達の目途が立ったとの連絡があったことから、推奨更新時期を大幅に超えている構成品①と新たに更新時期を迎えた構成品②を更新し、各種設定を行う。

以上の理由により、上記業者との随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 総務部 総務課

随意契約理由書

4

1 案件名称

請第 2218 号 大阪・関西万博に係るコンテナターミナル（C1,C2-4,C11）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

株式会社辰巳商会

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30 である。

本業務は、大阪・関西万博に係る万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（7:30～8:30（C1,C2-4）、8:00～8:30（C11））及び昼休み時間帯（11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

請第 2219 号 大阪・関西万博に係るコンテナターミナル（C2）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

商船港運株式会社

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30 である。

本業務は、大阪・関西万博に係る万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（8:00～8:30）及び昼休み時間帯（11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

請第 2220 号 大阪・関西万博に係るコンテナターミナル（C6）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

株式会社住友倉庫

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30 である。

本業務は、大阪・関西万博に係る万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている昼休み時間帯（11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化することで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

請第 2221 号 大阪・関西万博に係るコンテナターミナル (C1,C7) ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

山九株式会社

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲 (C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9) 及び夢洲 (C10、C11、C12) に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30 である。

本業務は、大阪・関西万博に係る万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯 (7:30～8:30 (C1)、8:00～8:30 (C7)) 及び昼休み時間帯 (11:30～13:00 (C1)) において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

請第 2222 号 大阪・関西万博に係るコンテナターミナル（C8）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

日東物流株式会社

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30 である。

本業務は、大阪・関西万博に係る万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（8:00～8:30）及び昼休み時間帯（11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

請第 2223 号 大阪・関西万博に係るコンテナターミナル（C8）ゲートオープン時間延長業務委託（その 2）

2 契約の相手方

株式会社上組

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30 である。

本業務は、大阪・関西万博に係る万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（8:00～8:30）及び昼休み時間帯（12:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

請第 2224 号 大阪・関西万博に係るコンテナターミナル（C9）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

三井倉庫港運株式会社

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30 である。

本業務は、大阪・関西万博に係る万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（8:00～8:30）及び昼休み時間帯（12:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

請第 2225 号 大阪・関西万博に係るコンテナターミナル (C9) ゲートオープン時間延長業務委託 (その 2)

2 契約の相手方

三菱倉庫株式会社

3 隨意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲 (C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9) 及び夢洲 (C10、C11、C12) に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30 である。

本業務は、大阪・関西万博に係る万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯 (8:00～8:30) 及び昼休み時間帯 (12:30～13:00) において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

請第 2226 号 大阪・関西万博に係るコンテナターミナル（C10－12）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

株式会社日新

3 隨意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30 である。

本業務は、大阪・関西万博に係る万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（8:00～8:30）及び昼休み時間帯（11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

港湾統計管理システムの改修及び運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社アイクルーズ

3 隨意契約理由

本業務は、円滑に港湾統計業務を実施するため、「港湾統計管理システム」に関するソフトウェアを更新・改修するものである。

港湾統計とは、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理を資することを目的とした港湾に関する唯一の基幹統計調査及び結果であり、大阪港湾局が独自に構築した本システムにより港湾統計データを出力し、国土交通大臣へ報告及び大阪市HP上での情報公開を行っている。

本システムの導入については、港湾行政を科学的かつ効率的に推進することを目的として、昭和61年に外部委託併用の形で導入され、当初は、船社・代理店等から得られる輸出入データを使って、港湾統計の解析や各種業務の資料作成支援及び港湾情報の提供に活用してきた。その後、NACCSデータを利用可能としたシステムに再構築し、港湾統計のスピーディな統計情報の提供が可能なデータベースシステムへと更新された。

今年度6月より、新たにリース機器の更新を行って統計業務を行っているが、本システムを安定的に稼働させるため、「Windows10」を搭載したパソコン上で使用している。その中で、本システムを稼働させる多数のアプリケーションの一つとして「Microsoft Office2016」を使用している。しかし、両者ともに2025年10月にサポートが終了するため、新たなOS及びアプリケーションを導入するにあたり、現行システムを再構築するとともに、正常にシステム稼働するための更新・改修が必要である。

なお、保守点検については、令和7年9月30日まであり、システム改修の履行期間である10月1日～令和8年3月31日の間に保守点検をその他の事業者に業務委託することは、不具合が生じた際に責任の所在が不明確となるおそれがある。

上記の事業者は、本システムの開発者であり、本システムの運用保守業務を長年携わっていたため、システムの構成や動作を理解している唯一の事業者である。

また、他の事業者が本事業を受注し、システム更新・改修時に障害が発生した場合、迅速な対応ができず港湾統計調査に遅れが生じ、国土交通大臣への報告及び大阪市HP上での情報公開作業についても遅延し、港湾統計情報を利用する市民、事業者からの信用を失墜させる可能性があるため、安全性・信頼性を確保し、適切に運用

する必要がある。

以上の理由から、上記業者へ地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画課整備部 計画課